

# 私立熊本盲啞技芸学校の県立移管における事業の性格について

## —大正期熊本県会の審議より—

佐々木 順 二

The Characteristics of The Kumamoto School for the Blind and the Deaf during the Transfer  
from an Incorporated Foundation to the Prefectural Responsibility, 1911-1926

Junji Sasaki

### I. 序

わが国の障害児教育は、明治初期に京都府、東京府、大阪府など、いくつかの府県で盲啞学校<sup>1</sup>が設立されたことに始まる。これらの府県で盲啞学校が設立された要因は一様ではない。ここで個々の事例に則して考察はしないが、重要な要因を三つ挙げれば、第一に、江戸期以来の庶民教育機関である寺子屋の教育実践を明治期になって受け継いだ小学校の教師達が、自分が教える地区の障害のある子どもを教育しようと考えたこと、第二に、文明開化により欧米諸国の障害児学校に関する情報をもたらされ、開明的知識人の中から障害児学校の意義を認め、設立に動いた人々がいたこと、そして第三に、江戸期まで幕府の保護の下、官職を与えられ専業として鍼灸按や音曲の仕事に従事することの多かった視覚障害者達が、後進育成のための学校を設立しようとしたことである。

しかし、明治20年代まで、盲啞学校の増加は緩慢で、創設されても維持が困難で廃校となるものも多く、1895（明治28）年の段階で、学校数は4校に過ぎなかった。明治30年代になると、盲啞学校の数は増加しはじめ、1900（明治33）年に11校、1905（明治38）年に26校、1910（明治43）年には49校に達した（島 [2001] 70-79）。このように、明治30年代以降、わが国では、盲啞学校の設置が進んだ。しかし、盲啞学校の制度的位置づけは脆弱で、第二次小学校令で「小学校ニ類スル各種学校」と位置づけられ、第三次小学校令で「盲啞学校」を「小学校ニ附設スルコトヲ得」と定められた過ぎなかった。したがって、この時期に設立された盲啞学校のほとんどは私立学校であり、寄付金に依拠する慈善事業として維持されなければならなかった。

ところで、明治30年代以降の盲啞学校の創設と維持を支えた諸条件とは何であったのだろうか。一般学齢児の就学率が、1900（明治33）年頃には90%に達し、近隣の子ども達のほとんどが就学する状況になってきたことは、盲児、聾啞児を育てる家族の教育需要を、当然喚起したことであろう。しかし、そのような教育需要に応えるには、盲児、聾啞児を教育する目的に賛同し、土地、学校という物的資源と教師という人的資源を供給するための支持基盤が必要であったと考えられる。

一方、盲啞学校の増加は、これらの学校の制度的基盤を整備することへの期待へとつながる。すなわち1906（明治39）年に開催された全国聾啞教育大会・聾啞教育講演会では、東京、京都、大阪の各盲啞学校の校長3名により、文部大臣に「盲人学校並ニ聾啞学校設置準則ノ件」の建議がなされた。これは、盲学校、聾啞学校それぞれの「学校編制」「学科程度」「校舎及教具」「職員資格」などに関する基準を提案するものであった。その後、毎年、盲啞教育に関する全国大会が開かれる度に、この建議を指針として、「盲啞教育令」制定の建議がなされた（平田[2003]117-118）。

盲啞学校教師たちのこうした取り組みは、1923（大正12）年8月の盲学校及聾啞学校令（勅令375号）発布として結実し、各道府県は、盲学校と聾啞学校の設置義務が課された<sup>2</sup>。もともと、道府県の財政により、学校設置義務は7年間の猶予が認められ、「当分」は私立の代用校も認めたので、私立盲啞学校の県立移管には時間を要した。

本稿で取り上げる私立熊本盲啞技芸学校は、1911（明治44）年に創設された学校であり、熊本県立学校に移管されるのは、1926（大正15）年4月である。創設の支持基盤としては、県会議長等の県政関係者、師範学校長等の県教育関係者、前代議士等の有力者の存在があった。しかし、このような人々が、盲啞教育の理念・目的をどのように考え、それに賛同し、支援に加わっていたのか、まだよく分かっていない。また、同校が県立に移管される過程で、どのような人々がどのような議論を積み重ねていったのかも未解明である。

そこで本稿は、私立熊本盲啞技芸学校が県立に移管される経緯において、どのような人々からの支持があったのかを探る作業の一環として、熊本県会<sup>3</sup>において盲啞学校費補助および県立移管をめぐる審議がなされたのかを明らかにしようとするものである。方法としては、明治期以降の県会の議事を編纂した『熊本県議会史』（熊本県議会事務局 [1971a]；同 [1971b]）を主資料とし、盲啞学校費補助が最初に取り上げられる1914（大正3）年から、県立移管が議決される1925（大正14）年までの時期について、盲啞学校に関する予算の費目、補助額の推移、補助額あるいは県立移管をめぐる県会議員および県行政担当者の言説を分析する。

なお、本稿は歴史的記述では、盲啞、聾啞等の言葉を用いる。

## Ⅱ. 私立熊本盲啞技芸学校の創設とその財源について

私立熊本盲啞技芸学校は、熊本県下の飽田郡黒髪尋常高等小学校長、芦北郡視学等を務め、視学在任の頃に中途失明者となった伊津野満仁太（1864-1919）、および同じく県下の小学校教師であった安藤丑熊（1862-1919）、そして熊本医学専門学校付属病院マッサージ科在任であった盲者・山本傳三郎（1886-1934）が発意し、60余名の協力者を得、1911（明治44）年9月15日に設立を認可された、盲児及び聾啞児のための学校である。同校は、熊本市内坪井町158番地の「民家」を借り受け、同年11月20日に授業を開始した（翌年1月、同町67番地の民家に移転）。生徒は盲生27名、聾啞生8名であり、当初の教員は、創設者の3名であった（熊本県立盲啞学校 [1927] 1；熊本県立熊本聾学校 [1992] 66-78）。

同校の教育の目的は、小学校に準ずる教育に加え、盲生には三療、音楽、聾啞生には木工、裁縫、園芸の職業教育を受けることであった。当初の学科は、予科4カ年、本科4カ年で、入学年齢は満8歳以上であった（熊本県教育会 [1931b] 383-384）<sup>4</sup>。

まず、同校創設時に60余名いたとされる支援者の構成をみてみたい。熊本県立盲啞学校（1927）

「本校沿革大要」には、その中の代表的な人物のみ挙げられているが、判明している限りで名前と職業等を示せば、次の通りである。

村上 一郎（当時の熊本県会議長）	犬飼 眞平（熊本県前代議士）
千田一十郎（元熊本県師範学校校長）	林 千八（熊本市会議員）
行徳 健男（眼科医。熊本県医師会会長）	小早川秀雄（九州日日新聞社長）
伴 熊太	追 源次郎（後、熊本市会議長）
井芹 経平（熊本県立中学済々黌校長）	

このように、同校の創設に際しては、熊本県および市の政界関係者、教育界の有力者、医師会関係者、財界関係者等が広く支援者として加わっていたことが窺える。同校の創設資金は、こうした有力者やその呼びかけに応じた人々からの寄付によって築かれたと考えられる。

同校の財政は、創設以降も、主に学校支援者からの寄付金によって維持された。1914（大正3）年4月には、熊本市より補助100円が開始されるが、熊本市会関係者の働きかけがあったものと考えられる。

同年10月には、同校の経営を支える組織として肥後盲啞保護会が発足した。肥後盲啞保護会は、「私立熊本盲啞技芸学校の経営を助け並に其の基本金造成を図り盲啞教育を普及上進」（会則第2条）させることを目的とするものであり、事務所は同校内に置かれた。同会は、四種類の会員からの「義捐金」<sup>5</sup>を「基本金に編入」し、「其の利子を以て事業費又は校費を支弁」（会則第4-5条）するとあるように（熊本県教育会 [1931b] 385）、盲啞学校の経営を実質的に担う組織であったといえる。1919（大正8）年9月24日には、民法第34条に基づく財団法人に認可された（熊本県立盲啞学校 [1927] 1）。

表1は、1914（大正3）年の私立熊本盲啞技芸学校の歳入歳出予算を示している。肥後盲啞保護会からの寄付金1,200円を見込んでおり、それが確保できていたならば、寄付金総計は1,520円となる。歳入予算総額に照らせば、同校の財源は9割を寄付金に頼るものであった。

同校は、1915（大正4）年8月、熊本市京町2丁目326番地に移転した。校舎は、元師範学校付属小学校の古校舎を移転改築したものであった。同年10月には、「校舎建築途中で資金難に陥り、工事を一時中止せざるを得ない状態になった」が、旧熊本藩主・細川家の援助で「切り抜ける」ことができた（佐藤 [1992] 89）。この時、細川家からは建築費300円の補助があった（熊本県立盲啞学校 [1927] 1；熊本県教育会 [1931b] 386）。

その後、1916（大正5）年2月、内務省奨励金100円が支給され、同年7月からは、熊本県費補助の支給が開始された。県費補助については、遅くとも1914（大正3）年の通常県会では議題になり、翌年の通常県会で1916（大正5）年度から300円を補助することが議決され、その補助額は年々増えていった。

なお、1921（大正10）年4月には宮内省下賜金100円、翌年2月には文部省奨励金50円の支給があった。盲学校及聾啞学校令発布の翌年である1924（大正13）年2月11日より、毎年、文部省より国庫補助が開始された（同年1,864円）。同年度には、熊本市補助額は2,000円、熊本県補助額は8,000円にまで増え、財源に公金の占める割合も大きくなっていったと推察される。

以下、熊本県からの盲啞学校補助、及び県立移管をめぐる審議内容を、熊本県会の議事録から分析していく。

表 1 1914（大正3）年の私立熊本盲啞技芸学校の歳入歳出予算

収 入 (単位：円)	
熊本市補助	100.00
証券利子	1.20
寄付	320.00
肥後盲啞保護会寄付	1200.00
雑収入	50.00
計	1671.20
支 出 (単位：円)	
教員給	1320.00
舎監使丁雑給	132.00
備品費	77.00
消耗品費	50.00
通信、運搬費	31.00
印刷費	82.00
裁縫材料費	15.00
旅費	20.00
寄宿舎賄補助	120.00
借家料	192.00
雑費	15.00
予備費	30.00
計	2084.00

典拠 熊本県議会事務局（1971b）pp. 484-485より転載

### Ⅲ. 熊本県会における私立熊本盲啞学校費補助の開始をめぐる審議内容

#### 1. 1914（大正3）年通常県会における盲啞教育費の慈恵救済資金繰入案の修正

『熊本県議会史』の各年度の重要議案の審議内容を見る限り、私立熊本盲啞技芸学校への県費補助が最初に審議されるのは、同校創立後3年目を迎える1914（大正3）年11月の通常県会においてである。通常県会では、一般会計として、次年度熊本県歳入歳出予算議案が審議される他、いくつもの特別会計予算が審議される。盲啞学校費補助は、この特別会計のうち「大正四年度熊本県慈恵救済資金歳入歳出予算議案」で取り上げられることになった。

表2は、大正四年度熊本県慈恵救済資金歳入歳出予算議案であり、歳入歳出の原案とその説明、並びに審議終了後の決議額を示している。説明から分かるとおり、県当局の原案は、1915（大正4）年度から、本資金より盲啞学校費補助300円を支出するというものであった。

表2 1915（大正4）年度熊本県慈恵救済資金歳入歳出予算議案

歳 入 (単位：円)		
項	原 案	決 議 額
明 治 慈 恵 救 済 資 金	1,946	1,846
大 正 慈 恵 救 済 資 金	3,200	3,000
計	5,146	4,846

歳 出 (単位：円)		
項	原 案	決 議 額
慈 恵 救 済 資 金	5,146	4,846
計	5,146	4,846

原案に付された説明

歳入ノ部

本年度予算ヲ以テ前年度予算ニ比シ金千五十円ヲ増ス、其理由ハ債権利子ノ増シタルニ由ル。

歳出ノ部

本年度予算ヲ以テ前年度予算ニ比シ金千五十円ヲ増ス、其理由ハ新タニ私立熊本盲啞技芸学校補助ヲ増加シタルニ由ル。

典拠 熊本県議会事務局（1971b）p. 484に一部加筆して転載

本議案の審議では、「質疑は救済資金より支出を受ける盲啞学校問題に終始した」（熊本県議会事務局 [1971b]）とされ、その内容が詳細に記録されている。

1915（大正4）年11月19日に行われた第一・二読会では、上田虎喜、藤井敬慎などの議員からの質問に対して、熊本県理事官・松本角太郎が、盲啞学校の生徒数等の現状を説明し、「年間経常費2,084円に対し、1,671円20銭、約400円の赤字」であること<sup>6</sup>、「県から補助金300円、更に内務省へ助成金の下付を上申」していることの説明を行なった。

これに対し、前述の上田議員と田代作次議員から、必要経費への「父母負担について質問」があった。これに対し、松本理事官は、「授業料は少なく、父兄有志が約二十銭位の寄付をしており、その額が合計約五十円とみている」（熊本県議会事務局 [1971b] 485）と答弁した。上田らが父母負担の有無やその内容が問うた理由を考察すれば、盲啞学校の経営基盤が確固たるものでなければ、補助による効果を期待できないとの考えがあったのではないかと思われる。

さらに上田から「盲啞学校に対する補助を教育費からでなく、何故救済資金から支出するのかと質問」があり、審議は次のように展開した。

松本から、監督は学務課が行なうが、事業が慈善事業的なものなので、奨励の意味で救済資金から財政支出をしたいと答弁した。しかし一八番（上田—引用者注）はこれに満足せず、議長指名の七名委員に付託するとの建議を行ない、三四番（高木）、三七番（満田）の反対討論の後、採決の結果出席議員二三名中一八番建議賛成一四名、多数でこれを可決した。（熊本県議会事務局 [1971b] 485）

このように、県当局の原案の承認は難航し、新たに委員会を設け、修正案を作成し、次の読会で再審議されることになった。

第二・三読会は、同年11月27日に開催された。表3は、前述の委員会がこの時に提出した、県当局予算原案に対する修正案、及び、上田議員による修正理由の説明内容である。

表3 1915（大正4）年度熊本県慈恵救済資金歳入歳出予算書への調査報告

報 告
第十号大正四年度熊本県慈恵救済資金歳入歳出予算書調査ノ結果、左ノ通り修正ス
歳出第一款慈恵救済資金第一項慈恵救済補助第二目私立熊本盲啞技芸学校費補助金三百円ヲ削除ス
歳入第一款慈恵救済資金第一項慈恵救済資金第一目動産収入金千九百四十五円ヨリ百円ヲ減ズ、同第二項大正慈恵救済金第一目動産収入金三千百九十九円ヨリ二百円ヲ減ズ
修 正 理 由 （ 上 田 議 員 が 説 明 ）
① 盲啞学校事業の必要性は議論の余地はない。
② しかし、この事業は慈恵的なものではなく教育的なものである。 従って補助を出すとすれば教育費から出すべきである。
③ では教育費から出すべきか、否、収入が予定されている。肥後盲啞保護会も未だ設立の予定であって財源について不安、経営の基礎が極めて薄弱であって三百円の補助によって効果は期待できない。

典拠 熊本県議会事務局（1971b）p. 485を基に作成

修正案では、同資金から盲啞学校費補助300円を支出せず、したがって慈恵救済資金の歳入歳出総額も300円減ずるという内容が提示された。

さて、上田議員の説明を受け、議場でなされた発言、討議の内容を整理すると、表4のようになる。各議員の発言内容は、従来、慈善事業としての枠組みで展開されてきた盲啞教育が、徐々に公教育事業の枠組みへと変換されていこうとする時期にあつて、議員らが、教育と慈恵救済のそれぞれの目的・対象をどのように考えていたのか知ることができ、興味深い。

こうして、県当局の原案は修正され1915（大正4）年度熊本県慈恵救済資金から盲啞学校費補助は削除されることになった。原案不支持の主張は、次の4点に集約される。第一に、盲啞学校事業は慈恵的なものではなく教育的なものであり、補助を出すとすれば教育費から出すべきであるというもの（上田議員）、第二に、慈恵救済資金の給付は、経済的困窮者を救済する事業に対してなされるべきであるというもの（藤井議員）、第三に、慈恵救済資金を、職員が俸給を支給される事業に支給すべきでないというもの（田代議員）である。そして第四は、前述の「父母負担」に関する上田らの質問、及び教育費からの補助も控えようとする上田の説明からいえることだが、経営基盤が薄弱である事業への補助は、教育事業であれ、慈善事業であれ控えるべきであるという、費用対効果の考えである。

表4 盲啞学校費補助の慈恵救済資金への繰入れをめぐる発言・討議の内容（発言順）

慈恵救済資金からの盲啞学校費補助を支持 (熊本県当局の原案)	慈恵救済資金からの盲啞学校費補助を不支持 (委員会による修正案)
<p>35番・山崎順七議員（政友会） 「委員中の少数意見を開陳、不具者を慈善的に救済するのであり、補助は事業の独立のため又奨励のためであるから救済資金から支出しても何ら差支えないと述べた。」</p>	<p>(18番・上田虎喜議員〔国権党〕による修正案の説明)</p>
<p style="text-align: center;">↑ 賛成</p> <p>9番・市原秀太郎議員（中立） 「盲啞学校ガ独立シテ行ケルナラバ、補助ノ必要ハナイ、ユケヌカラ補助」するのだと発言した。」</p>	<p>22番・藤井敬慎議員（国権党） ←反論 「慈恵救済資金は「貧民ガ残ラズ集ツテ居ル団体」に出すべきものである。盲啞学校は学校へ寄付を出せる者も居るのであるから不適當であると反論した。」</p>
<p>松本角太郎理事官 「①盲啞学校は不具廢疾者を「慈善的ニ教育スル」のであるから目的にかなっている。 ②基礎薄弱と言われるが、保護会はすでに設立に着手しており、見込みもあると述べて原案承認を希望」</p>	
<p>34番・高木第四郎議員（政友会） 18番に反論。「目的に賛成してその実現のための方法に反対するのは矛盾している。救済資金から支出するのが不可ならば、他の方法を建議すべきであると述べ、更に「此学校ノ校長タル人ハ本県ノ教育界ニ頗ル名声ヲ博シテ居ラレタガフトシタコトカラ失明セラレタノデ、何カ社会的ニ貢献シタイト言フコトデ、此盲啞ヲ教育スルコトヲ思ヒ立タレタ」のである。かかる事業に対しては当然補助すべきだと続けた。」</p>	<p>16番・田代作次議員（国権党） 「此慈善ナルモノハ、自己ノ資力ヲ抛ツテ事業ヲ経営スル」ことである。しかし経営者は別に俸給をとっており、職員も俸給を支給されているのであるから慈恵の領域には入らないと修正に賛成」</p>
<p>（採 決）</p>	
<p>予算案は、修正案への賛成多数（不起立5人）で、修正されることになった。</p>	
<p>なお、本県会の39議席の内訳は、国権党27議席、政友会11議席、中立1議席であった。採決が行われた第二・三読会の出席者数は不明。</p>	

確かに、第一の上田議員の修正理由の説明には、盲啞学校の教育事業としての意義を認め、その経費を教育費から補助することを提案するという、盲啞教育を公共性あるものにする上で重要な観点を含んでいる。しかし、この主張が、何を目的としてなされたのかは、評価が難しい。原案不支持者が皆、第一党である国権党議員で占められていること、またこの年は「国権、政友両党の対立も本県会では目立った」（熊本県議会事務局 [1971b] 446）とされていることから、盲啞学校費補助の在り方も、政争の影響と無関係でなかったと考えられるからである。

第二・三読会で、予算案を修正することの採決がなされ、「5名の他、起立」であったという。本読会の出席者数は未確認だが、おそらく国権党議員は皆起立。政友会議員、中立議員は不起立という状況になったと推察される。

## 2. 1916（大正5）年度からの盲啞教育費補助の開始

1915（大正4）年11月の通常県会では、盲啞学校費補助および盲啞教育振興をめぐる前年度とは異なる要素が出てきた。第一に、次年度一般会計の予算議案である、「大正六年度熊本県歳入歳出予算議案」（第一号議案）において、歳出予算の経常部・教育費に関する審議で、「特殊教育の充実」に関する県当局からの答弁がなされたことである。第二に、同歳出予算の臨時部・教育補助費において、私立熊本盲啞技芸学校費補助が計上され、議決したことである。

まず、一般会計の経常部・教育費に関する審議では、藤井議員からの「本県の教員補充計画及び本県の教育方針に関する質問」に対し、佐上信一理事官より次のような答弁があった。

佐上理事官が、予算編成に関する本県の教育方針をかなり具体的に説明した。説明は教育の指導監督の強化、義務教育の普及、特殊教育（盲啞教育、感化教育、低能児教育等）の充実、教員の養成と資質の向上、実業教育の改善、通俗教育（今日の社会教育に当る）の推進等が重点となっていることを明らかにするものであった。（熊本県議会事務局 [1971b] 535-536）

佐上の「特殊教育」の充実に関する答弁の詳細は、当時の「決議録」「九州日日新聞」等の資料から確認する必要があるが<sup>7</sup>、県の学務行政が、盲啞教育の充実に一層の関心を示し始めたことを窺い知ることができる。

次に、一般会計の臨時部・教育補助費についてであるが、本項目は、従来から私立学校、教育振興団体などへの補助に充てられてきた。この項目に、新たに「私立熊本盲啞技芸学校費補助」が追加され、1916（大正6）年度の300円の補助が決議された（表5を参照）。『熊本県議会史』を見る限り、このことは異議なく承認されたようである。

その理由を考えてみるに、第一に、前述のように、県学務行政が、何らかの理由から特殊教育の振興に一層取り組んでいこうとしたのであり、それが前年度県会でなされた教育費からの盲啞学校費補助の主張に矛盾しなかったことがあると思われる。第二に、前年10月に盲啞学校の経営基盤を支える組織として肥後盲啞保護会が結成され、一年間のあいだに、党派を超えた支持基盤を得つつあったことも、関係したと推察される。

なお、前年度に議論になった、慈恵救済資金は、従来から補助対象であった貧児教育事業の肥後慈恵会に加え、徒労院、天使園、紫苑会、博愛院、聖心医院、ナザレ園、島崎育児院など、児童保護事業あるいはハンセン病を含む病者救済事業を補助対象とすることになった。

#### IV. 熊本県と肥後盲啞保護会による盲啞学校維持と県立移管

##### 1. 盲啞学校補助費の増額と肥後盲啞保護会の役割

1916（大正5）年度から、熊本県一般会計の臨時部・教育補助費として、盲啞学校への補助が開始される、補助額は、年々増加していった。表5は、熊本県一般会計の歳出予算より、経常部・教育費、臨時部・教育補助費（大正6年度以降盲啞学校費補助を含む）の決議額を抜粋し、年度毎に整理したものである。同表には、関連事項として、特別会計・熊本県慈恵救済資金歳出予算（決議額）も、判明した範囲で並置させた。

表5 熊本県歳出予算（決議額）からの抜粋（教育補助費及び関連補助費の歳出決算額の推移）  
（単位：円）

年 度	経 常 部	臨 時 部		慈恵救済資金
	教 育 費	教 育 補 助 費 (内、盲啞学校補助費)		
1911（明治44）年	312,034	10,250	—	未
1912（大正元）年	312,355	11,250	—	未
1913（大正2）年	319,804	12,934	—	未
1914（大正3）年	336,404	17,020	—	未
1915（大正4）年	352,838	16,020	—	4,846
1916（大正5）年	351,819	16,478	(300)	5,246
1917（大正6）年	371,558	19,997	(500)	未
1918（大正7）年	379,316	21,181	(500)	未
1919（大正8）年	442,811	22,177	(800)	未
1920（大正9）年	586,303	24,577	(900)	未
1921（大正10）年	932,193	28,677	(2,500)	未
1922（大正11）年	1,086,503	55,409	(2,500)	未
1923（大正12）年	1,430,695	86,472	(5,000)	9,579
1924（大正13）年	1,570,453	101,817	(8,000)	10,720
1925（大正14）年	1,560,579	96,439	(13,500)	13,365
1926（大正15）年	1,707,300	92,392	—	未

典拠 熊本県議会議事事務局（1971a；1971b）を基に作成

備考 「—」印は予算計上がないこと、「未」印は筆者未調査の項目

同表で示されるとおり、私立熊本盲啞技芸学校への県費補助は、1916（大正5）年度の補助額300円から、年々増額され、県立移管の前年の1925（大正14）年度には、13,500円に達した。補助額の増加の理由は、第一次世界大戦の戦時需要を背景とする経済の発展、物価上昇も考慮すべきではあるが、この間の県会における審議内容をみれば、県当局の盲啞教育振興に向けた意欲の高まりを窺うことができる。

1918（大正7）年11月通常県会では、それまで比較的盲啞学校への補助を擁護する立場にあったと考えられる政友会側から、古閑又五郎議員より「熊本盲啞学校補助で、年度後に補助が増加するのは、補助費の性格を逸脱するものではないか」との発言があった。これに対する県当局の答弁は次のとおりであった：

井野理事官は、当校は県下唯一の盲啞教育施設である、本来ならば不幸な子供のためには県が相当の設備をして救済することが適当であるが、しかし現状では県立学校とする余裕がない。したがってもしこの学校が潰れてしまうという事態が起れば非常に不幸である、として例外として増額を認めたい、と答えた。なお、これに付加して、盲啞学校には盲啞保護会の結成があり、五万円の寄付金募集が計画されており、これが達成されれば独立して運営できる見通しであることを明らかにした。(熊本県議会事務局 [1971b] 815-816)

このように、県当局は盲啞教育の必要性を認識し、財政に余裕があれば県立学校へと移管させたいと考えていた。しかし現状ではそれが叶わないため、先に盲啞学校の経営を支えるために設立された肥後盲啞保護会による寄付金募集に期待をかけていた。言い換えれば、肥後盲啞保護会は、県学務行政を側面から支えるという公益性を有していた。

肥後盲啞保護会による、盲啞学校の財政基盤整備のための寄付金募集の取り組みは、県費補助をどの範囲に留めるべきかという関心を、県会の諸議員に抱かせたと思われる。上述の古閑議員の発言は、諸議員のこうした関心を代弁、もしくは牽制するものであったと考えられる。

古閑議員は、1920（大正9）年11月通常県会でも同様の質問を行なった。古閑が、盲啞学校費補助が900円から2,500円に増額される理由を問うと、県当局の古川静夫理事官は、次のように答弁した。

是ハ私立デアリマシテ其経営ニ非常ニ困ツテ居ル訳デゴザイマス。此学校ノ維持ニ付キマシテ盲啞——ト云フ〔ママ—引用者〕有力者ノ後援団体ヲ作りマシテ、一般ノ寄付ヲ約五万円募集致シマシテ、其利子デ歳入ノ幾分ヲ補イタイト云フコトニナツテ居リマス。不幸ニ致シマシテ五万円ノ寄付ガ思ハシク出来ズ、集メマシタ寄付金ノ幾分ヲモ其学校ノ経費ニ充シタヤウナコトニ居リマス。又斯ノ如キ社会的事業ニ付テハ、成ルベク之ヲ助成スルノ必要ガアルト認メマシテ、千六百元ト云フ金ヲ増シタ訳デアリマス。(熊本県議会事務局 [1971b] 1024-1025)

古閑は、さらに「まだ今後も増額する見込みであるか」と質したのに対して、古川は、「10年度もこの位の補助では経営に困ると思う、このような特殊な社会事業の学校には財政さえ許せば年々補助を増額して行きたいとはっきり答えた」(熊本県議会事務局 [1971b] 1025) とされる。

このように、県当局は、肥後盲啞保護会による盲啞学校への財政的援助に依拠しつつ、一方で県からの盲啞学校費補助の増額が県会で承認される努力を行なった。県当局が盲啞教育の振興に積極的であったことについては、県当局が考えていた盲啞教育の理念・目的、肥後盲啞保護会の関係者との人的つながり、全国的な盲啞教育令制定運動の動向への関心といった諸点から、さらに明らかにされなければならない。

## 2. 盲啞学校の県立移管の経緯

### 1) 1922（大正11）年11月通常県会での審議

1923（大正12）年8月、盲学校及聾啞学校令が発布された。同学校令発布の動向は、すでに各道府県にも知られるところとなっており、1922（大正11）年11月通常県会では、盲啞学校の経営方法に関して審議がなされた。すなわち、園田愿議員（政友会）が「盲啞学校に対する補助額並

びに盲啞学校は私営、県営、慈善事業の経営の何れを適当とするか」と質問したのに対し、次のような答弁があった。

古川理事官より補助額は大正一・二年度に五、〇〇〇円を計上。この額は学校経営費の約八割に相当し、この点から県立に異ならない。他府県においては社会政策の立場より漸次県立に移している。また文部省においても近い内に盲啞教育令という勅令を發布することになり、只今立案中である。これに依れば盲啞学校は原則として県立となる筈である。本県も県立を可とするものである。現在は財団法人である旨の説明がなされた。(熊本県議会事務局 [1971b] 1203-1204)

このように、すでに県立移管を行った他府県の動向、文部省の盲啞教育令制定に向けた取り組みについて情報を集めながら、熊本県においても、盲啞学校を県立に移す方向で準備を進めていたといえる。

## 2) 1923 (大正12) 年11月通常県会での審議

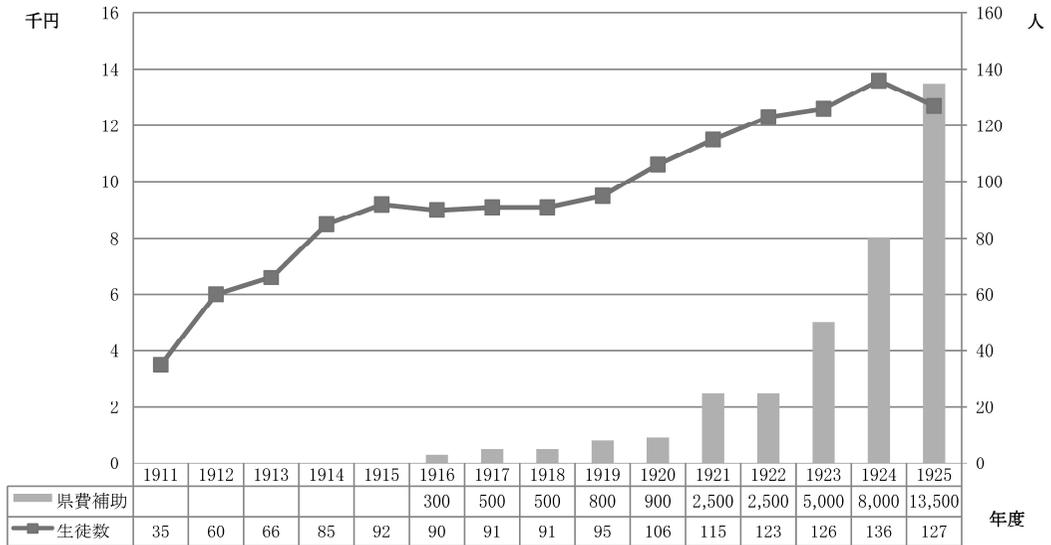
1923 (大正12) 年11月通常県会では、同年8月の盲学校及聾啞学校令発布を受けて、私立熊本盲啞学校<sup>8</sup>の県立移管に向けた、具体的な議論がなされている。この年は、初めて政友会が多数を占めた年でもあった。

盲啞学校への教育補助費に関する審議では、平野澄久議員(憲政会)より、「現在の学校設備の不備」が指摘され、「県移管」への要望がなされるとともに、「移管の場合の設備の概略及び一か年の経費の総高」について質問があった。これに対する中村恒三郎理事官の答弁は、次のようなものだった。

盲啞教育令が発布になり、大正一八年以降県移管が義務付けられた。これは早晩実現しうるものと思う。経費はおよその見積りでは經常部で二万円位、設備は現在のものを移管するとしても現状のままでは如何かと思う。しかし見積もりは立っていない。私立中学校補助費の内訳は、(中略)盲啞学校八、〇〇〇円(後略)(熊本県議会事務局 [1971b] 1298)

このように、中村理事官は、盲啞学校の県立移管の方向に進んではいるが、学校設備が十分でないことを認め、さらに、それらを解決するための財政的裏付けが未確立であることを認めている。

実際、当時の校舎の様子と生徒数の増加を手掛かりにすれば、施設設備の拡充の必要性は喫緊の課題であったと推察される。図1は、1911(明治44)年の創設から1926(大正15)年までの、私立熊本盲啞(技芸)学校の生徒数と県費補助費の推移を示している。1923(大正12)年時点の校舎は、既述のように1915(大正4)年10月に熊本市京町に古校舎を移転改築して設けられたもので、当初より「各教室間の仕切りは、小さな粗末な衝立や、幕などで、隣教室からの教師の声は互いに授業を妨げ(中略)教授上、管理上、養護上の不便や欠陥は申す迄もなく(後略)」(佐藤 [1992] 89)と表現されるように、不十分なものだった。さらに、移転当時92名だった生徒数は、1923(大正12)年には126名にまで増えており、施設の狭隘問題も生じていたと考えられる。



典拠 熊本県議会事務局（1971b）

図1 私立熊本盲啞（技芸）学校の県立移管までの生徒数及び県費補助

なお、政友会・野尻萬治議員、浜田茂三次議員も、「それぞれ私立盲啞学校の早期県費移管と私立中等学校への補助増額並びに拡充を要望し、原案に賛成なる旨の弁論」を行ない、次年度における盲啞学校費補助額8,000円の原案は承認された。

さて、本県会での重要な出来事は、「盲啞学校県営移管ニ関スル件」の建議がなされ、可決されたことである。建議の内容は、以下の通りである（熊本県議会事務局 [1971b] 1350）。

#### 盲啞学校県営移管ニ関スル件

##### 理由

既ニ本年八月二七日勅令第三七五号ヲ以テ世ニ憐レナル盲者及聾啞者ノ為メニ各地方庁ハ教育スベキ機関ノ設置ヲ促サレタリ。然ルニ之レガ設置ハ大正一三年度以降七カ年ノ設置延期ヲ許可セラレアリト雖ドモ、斯クノ如キ機関ハ社会政策上一日モ忽セニスベカラザルモノニシテ、勅令ノ発布ナキモ当然設置ヲ要スベキモノト信ズルガ故ニ、当局ハ必ズ次年度ノ通常県会マデニ万般ノ準備調査ヲ終ヘ、予算面ニ現出セラルルヲ至当トス。依ツテ建議スルモノナリ。

大正一二年一二月二三日熊本県会議員

提出者 野尻 万治

外二名

賛成者 古閑又五郎

外六名

### 3) 県立移管の実現と校舎問題

1924（大正13）年11月県会では、前年の県会で、「早期県営移管」を主張し、また「盲啞学校県

営移管ニ関スル件」の建議書の筆頭提出者になった野尻議員が、「盲啞学校の県営移管」に関して、私立中学校費補助などの諸課題と合わせ、県当局に説明を求めた。これに対し県当局側からは、次の答弁があった。

盲啞学校ハ県トシテ将来移管ヲシナケレバナラヌ義務ヲモツテ居ルノデアリマシテ、一日モ速カニ県営ニ致シタイノデアリマスガ、本年ハ経費緊縮ノ折デアリマスカラ、財政上ニ余裕ガナク其実現ヲ見ルコトガ出来ナカツタノデアリマス（熊本県議会事務局 [1971b] 1393）

このように、県側は、緊縮財政のために本年は県立移管を実現できなかったと説明している。一方、次年度の教育補助費からの盲啞学校費補助予算は13,500円が計上され（前年比6,000円増）<sup>9</sup>、原案通り承認された。

1925（大正14）年5月には、県営移管に関する調査があり、「教育内容、校地校舎の現状、経営母体である肥後盲啞保護会の財政出納状況等」について20日間にわたり調査がなされ、「良好」と認められ、1926（大正15）年度からの県営移管の「内命」を受け、大正14年11月通常県会に県立移管が正式に諮られることになった（熊本県立熊本聾学校 [1992] 96）。

こうして1925（大正14）年11月通常県会を迎えた。本県会では、次年度の一般会計経常部・教育費の項目から「盲啞学校費」17,720円を計上するという提案がなされ、異議なく原案が承認された（熊本県議会事務局 [1971b] 1470）。

一方、校舎問題については未解決のままであった。政友会・初鳥源太郎議員は、「年来ノ希望デアリマシタ盲啞学校ヲ県ニ移管セラレマシテ、誠ニ喜バシイコト」と前置きして、盲啞学校の「校舎」や「教場」をどのような方針で整備するのかを県当局に対して質問した。これに対し県当局は、「盲啞学校ノ校舎校地ハ甚ダ狭隘ナルモノ」と認識しており、次年度に「相当改築シタイト云フ考」（熊本県議会事務局 [1971b] 1471）ではあるが、財政上それが困難であるとの答弁を行なった。

憲政会・池田祇長議員は、県下の中等学校の施設設備の整備状況の等差を指摘し、使用していない施設を「適宜他ノ不完備ナ学校ニ持ツテ行カレテ、他ノ不完備ヲ補フトイフコト」を提案した。これに対し、県当局側は、盲啞学校の新築に関連して、玉名中学校、済々黌、熊本中学校などで不使用の寄宿舎を移動させて、「此ヲ以テ盲啞学校ヲ改築」するという、財政負担の少ない方法があるという見解を述べるに留まった（熊本県議会事務局 [1971b] 1472）。

このように、熊本県における盲啞学校経営は、校舎問題を残しながら、財団法人による経営から熊本県の責任の下での経営に移管された。なお、盲啞学校の「改築移転」は、翌1927（昭和2）年11月の県会において、昭和3・4年度の継続事業として提案され、可決された。

## V. 結

私立熊本盲啞（技芸）学校は、創設当初より寄付金に依拠して経営が維持された。1914（大正3）年から熊本市、続いて熊本県からの補助が開始され、盲啞学校の財源に占める公金の割合も増加していくが、県立学校に移管されるまでの同校の実質的な経営は、肥後盲啞保護会が担った。

同校の県費補助をめぐる熊本県会の審議内容は、盲啞教育の目的を社会の中でどのように位置

づけるのかという、障害児教育の歴史における本質的課題を含んでいた。すなわち、盲啞学校を教育事業の枠組みの中に位置付けるのか、慈善事業の枠組みの中に位置付けるのかという課題である。熊本県では、盲啞学校費補助を一般会計・臨時部教育補助費から給付することで、一応、教育事業として位置づけることになったが、実際に盲啞学校を経営するためには、肥後盲啞保護会による「義捐金」募集活動とそれに基づく学校財政の支援が不可欠であった。

盲啞教育の理念・目的も十分に賛同を得ていた訳ではなかった。盲啞学校費補助の開始にあたっては、慎重な見解があったし、1922（大正11）年の段階でも、盲啞学校を県営、私営、慈善事業の経営のいずれが適切かとの審議がなされた。

もともと、熊本県の行政担当者は、少なくとも1918（大正7）年県会の段階では、同校の県立学校の移管を適当と考えており、この大正11年県会での審議でも、県営の方向である旨を明言している。これには、盲啞教育の振興をめぐる全国的動向も関係したと推察される。しかし県は、財政的余裕がないという理由で、盲学校及聾啞学校令制定後も、すぐには県営移管に踏み切ることができず、校舎問題も先送りせざるを得なかった。盲啞学校の教育事業としての意義を是とする社会的認識と、それが実現困難である現実の狭間で、肥後盲啞保護会は、盲啞学校の維持と経営を担う役割を果たしていたといえる。

今後の課題は、第一に、肥後盲啞保護会の構成、活動内容、熊本県の盲啞教育に果たした役割について、さらに明らかにすることである。会員の構成についてみれば、例えば、盲啞学校と党派との関係も単純なものではなかったであろう。なぜならば、盲啞学校費補助に慎重な意見を述べていた議員らも、県立移管後に解散する肥後盲啞保護会に代わって組織された熊本盲啞後援会には名を連ねているからである。つまり、支持の仕方の深浅を含め、支持基盤の具体相を明らかにする必要がある。

このように盲啞学校の支持基盤を探ることは、盲教育、聾啞教育が、いかなる条件の下で成立したのか、そしてその教育の理念・目的がどのように考えられたのかを追究することにつながる。

第二の課題は、私立熊本盲啞技芸学校から熊本県立盲啞学校へと変遷する過程で、同校の理念・目的、教育方法・内容、教育対象、従事者がどのように変化していくのかを明らかにすることである。そして、これらの観点と支持基盤の分析とを照らし合わせることで、県立移管前後の同校の教育への社会的期待、教育の成果と課題といったことがより具体的に明らかになると考える。

## 付 記

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業・学術研究助成基金助成金・若手研究（B）「日本の聴覚障害教育における口語法導入の経緯とその教育的・社会的基盤」の研究成果の一部である。

## 注

1. 明治期に設立された盲児、聾啞児のための学校の多くは、両者を同じ学校で教育する形態をとったものが多かった。盲児だけを対象とする学校は比較的早くから多く存在した。以降の記述では、盲学校、盲啞学校を総称

して盲啞学校と表記する。

2. 本勅令はまた、盲者、聾啞者への初等・中等教育について学部・学科編制、教育課程等を規定し、予科・初等部は無償と定めた。
3. 熊本県議会の旧称である。1947（昭和22）年以降、県議会と改められた。
4. 1927（昭和2）年4月に学則が変更され、盲学校及聾啞学校令に則り、初等部6カ年、中等部盲部4カ年（鍼按科）、中等部聾啞部5カ年（工芸科、裁縫科）に編制され、盲部には修業年限2カ年の別科按摩専修科が置かれた。聾啞部では、1935（昭和10）年、口話法教育の効果を高めるべく、修業年限2カ年の予科が設置され、入学年齢を6歳以上とした（熊本県立盲啞学校 [1927] 2, 8-9）。
5. 会員種別とその義捐金は以下の通り。  
 名誉会員 金50円以上を一時に義捐、又は金120円以上を10カ年以内に分割義捐する者  
 特別会員 金30円以上を一時に義捐、又は金60円以上を10カ年以内に分割義捐する者  
 通常会員 金10円以上を一時に義捐、又は金24円以上を10カ年以内に分割義捐する者  
 賛助会員 金1円以上を一時に義捐、又は金3円以上を5カ年以内に分割義捐する者
6. 松本理事官は、説明に際し、表1と同内容の資料を用いたと考えられる。
7. 熊本県議会事務局による『熊本県議会史』（1971）は、明治期以降の県議会の内容を、その時代毎の会議録、決議録、新聞等に基づいて編纂された。大正4年県会については、会議録が欠落しているという（熊本県議会事務局 [1971b] 516）。
8. 私立熊本盲啞技芸学校は、1919（大正8）年1月に鍼灸科、マッサージ科の指定校として認可されたことを受け、同年9月4日に、校名から「技芸」の二文字が削除され、私立熊本盲啞学校と改称した。
9. 大正10年県会以降、「盲啞学校費補助」は「私立中等学校費補助」の項目に含めて予算計上されるようになった。従って、盲啞学校への補助額は、他の私立中等学校への補助額を差し引いて導き出す。大正14年度盲啞学校費補助は、私立中等学校費補助24,000円から、八代高女2,000円、鎮西中学校5,000円、尚綱女学校3,500円を差し引くと13,500円であったことが分かる（熊本県議会事務局 [1971b]）。

## 文 献

- 熊本県議会事務局（1971a）熊本県議会史 第二巻．熊本県議会．
- 熊本県議会事務局（1971b）熊本県議会史 第三巻．熊本県議会．
- 熊本県教育会（1931a）熊本縣教育史 中巻．熊本県教育会．
- 熊本県教育会（1931b）熊本縣教育史 下巻．熊本県教育会．
- 熊本県立盲啞学校（1927）熊本県立盲啞学校要覧．熊本県立盲啞学校．
- 熊本県立盲啞学校（1931）創立二十周年記念誌．熊本県立盲啞学校．
- 熊本県立盲啞学校（1937）創立二十五年．熊本県立盲啞学校．
- 熊本県立熊本聾学校（1992）八十年史．熊本県立熊本聾学校八十年史編集委員会．
- 熊本盲啞後援会（1931）熊本盲啞後援会々報 第一号．熊本盲啞後援会．
- 坂本一實（1931）保護会今昔の感．熊本県立盲啞学校，創立二十周年記念誌．熊本県立盲啞学校，78-79．
- 佐々木順二（2006）和歌山県立盲啞学校の創設期（大正4～11年）の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯．心身障害学研究，29，1-16．
- 佐々木順二・中村満紀男（2004）聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離—大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として—．心身障害学研究，28，81-97．
- 佐藤久美子（1992）肥後盲啞保護会の設立と活躍．熊本県立熊本聾学校，八十年史．熊本県立熊本聾学校八十年史編集委員会，83-85．
- 佐藤久美子（1992）京町時代．熊本県立熊本聾学校，八十年史．熊本県立熊本聾学校八十年史編集委員会，89-90．
- 島正三（1997）資料・日本の聾学校Ⅰ．私家版．
- 平田勝政（2003）戦前における障害児教育の成立・展開と変質．中村満紀男・荒川智，障害児教育の歴史．明石書店，115-130．